経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （調査の対象）<br>**第五条**　経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（調査困難地域内にあるものを除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。<br>［一～四　略］<br>２　前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。<br>（調査の種類）<br>**第五条の二**　経済センサス活動調査は、甲調査及び乙調査とする。<br>２　甲調査は、調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。<br>３　乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所について行う。<br>（調査事項等）<br>**第六条**　経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて、乙調査の場合には第二号に掲げる事項についてそれぞれ行う。<br>一　甲調査に関する事項<br>イ　名称及び電話番号<br>ロ　所在地<br>ハ　開設時期<br>ニ　経営組織<br>ホ　政治団体及び宗教の種類<br>ヘ　単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地<br>ト　本所か否か<br>チ　支所の数<br>リ　事業の内容<br>ヌ　従業者数<br>ル　設備投資の有無及び取得額<br>ヲ　自家用自動車の保有台数<br>ワ　土地及び建物の所有の有無 | （調査の対象）<br>**第五条**　経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で調査困難地域内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。<br>［一～四　同上］<br>２　前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。<br>［新設］<br>（調査事項等）<br>**第六条**　経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて行う。<br>一　名称及び電話番号<br>二　所在地<br>三　事業所の移転及び名称変更の有無<br>四　開設時期<br>五　経営組織<br>六　協同組合の種類<br>七　学校及び学校教育支援機関の種類<br>八　政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類<br>九　単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地<br>十　本所か否か<br>十一　支所の数<br>十二　事業の内容<br>十三　事業所の形態<br>十四　管理・補助的業務の種類 |